

京都市告示第429号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成24年3月8日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
並河靖之七宝記念館	京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町384番2, 385番, 388番2
伏原邸	京都市中京区堺町通姉小路上る丸木材木町681番
官休庵	京都市上京区武者小路通小川東入西無車小路町613番2, 613番3
小野邸	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町207番
長谷川邸	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町206番3
田中邸	京都市右京区嵯峨伊勢ノ上町3番6
一文字屋和輔	京都市北区紫野今宮町69番
聲々軒	京都市右京区嵯峨鳥居本六反町3番1, 3番2, 5番2

(都市計画局都市景観部景観政策課)